

## 吸收合併に係る事前開示書面

吸收合併存続会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面  
吸收合併消滅会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面

( 吸收合併存続会社 ) スターゼン株式会社  
( 吸收合併消滅会社 ) スターゼンファーム株式会社  
( 吸收合併消滅会社 ) 有限会社ゼンチクサービス

2025年2月13日

東京都港区港南二丁目5番7号  
スターゼン株式会社  
代表取締役社長 横田 和彦

東京都港区港南二丁目5番7号  
スターゼンファーム株式会社  
代表取締役社長 樋田 博

東京都港区港南二丁目5番7号  
有限会社ゼンチクサービス  
取締役社長 佐奈 常裕

#### 吸收合併に係る事前開示事項

スターゼン株式会社（以下「甲」といいます。）スターゼンファーム株式会社（以下「乙」といいます。）及び有限会社ゼンチクサービス（以下「丙」といいます。）は、甲を吸收合併存続会社、乙及び丙を吸收合併消滅会社として、2025年4月1日を効力発生日として吸收合併（以下「本件合併」といいます。）を行う旨の吸收合併契約を2025年2月13日に締結いたしました。

なお、甲においては会社法第796条第2項に定める簡易吸收合併、乙及び丙においては同第784条第1項に定める略式吸收合併となるため、株主総会の承認決議を経ずに本件合併を決定しております。

#### 1. 吸收合併契約の内容

（会社法第794条第1項、第782条第1項）

別紙1のとおりです。

#### 2. 本件合併の対価の相当性に関する事項

（会社法施行規則第191条第1号、第182条第1項第1号）

甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、本件合併による合併対価の交付は行われません。

3 . 新株予約権の定めの相当性に関する事項

(会社法施行規則第 191 条第 2 号、第 182 条第 1 項第 3 号)

該当事項はありません。

4 . 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(会社法施行規則第 191 条第 5 号、第 182 条第 1 項第 4 号、同条第 6 項 1 号)

( 1 ) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

( 2 ) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5 . 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(会社法施行規則第 191 条第 3 号、第 182 条第 1 項第 4 号、同条第 6 項第 2 号)

( 1 ) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

( 2 ) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6 . 本件合併後の債務の履行の見込みに関する事項

(会社法施行規則第 191 条第 6 号、第 182 条第 1 項第 5 号)

本件合併後の甲の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の甲の収益状況およびキャッシュフローの状況について、甲の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本件合併後における甲の債務の履行の見込みはあると判断しています。

以上

## 吸收合併契約書

スターゼン株式会社（以下「甲」という。）と スターゼンファーム株式会社（以下「乙」という。）及び有限会社ゼンチクサービス（以下「丙」という。）は次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸收合併の方法）

甲、乙及び丙は本契約に定めるところにより、甲を吸收合併存続会社、乙及び丙を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」という。）を行う。

### 第2条（商号及び住所）

甲、乙及び丙の商号及び住所は次のとおりである。

#### (1) 甲（吸收合併存続会社）

商号：スターゼン株式会社

住所：東京都港区港南二丁目5番7号

#### (2) 乙（吸收合併消滅会社）

商号：スターゼンファーム株式会社

住所：東京都港区港南二丁目5番7号

#### (3) 丙（吸收合併消滅会社）

商号：有限会社ゼンチクサービス

住所：東京都港区港南二丁目5番7号

### 第3条（本効力発生日）

1. 本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は2025年4月1日とする。
2. 甲、乙及び丙は、本合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第4条（合併対価の交付及び割当て）

本効力発生日において、甲は、乙及び丙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併では、甲は、乙及び丙の株主に対して、その保有する乙及び丙の株式に代わる新株の割当てその他一切の対価を交付しない。

## 第 5 条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

## 第 6 条（合併形態）

本合併は甲においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併、また、乙及び丙においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式吸収合併に該当することを甲乙丙相互に確認し、甲乙丙は、本契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本合併を行う。

## 第 7 条（権利義務の承継）

甲は、本効力発生日において、乙及び丙の資産及び負債並びにその他一切の権利義務を承継する。

## 第 8 条（善管注意義務）

甲、乙及び丙は、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ契約当事者間で協議の上、これを実行する。

## 第 9 条（本合併の条件の変更及び本合併の中止）

甲、乙及び丙は、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間において、甲、乙又は丙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、協議の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第 10 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲、乙及び丙の協議の上、これを定める。

甲、乙及び丙は、本契約の成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、甲、乙及び丙が合意の上電子署名を施し、各自がその電磁的記録を保管する。

2025年2月13日

甲： 東京都港区港南二丁目 5 番 7 号  
スターゼン株式会社  
代表取締役社長 横田 和彦

スター<sup>TM</sup>ゼン株式会社

乙： 東京都港区港南二丁目 5 番 7 号  
スターゼンファーム株式会社  
代表取締役社長 橋田 博



丙： 東京都港区港南二丁目 5 番 7 号  
有限会社ゼンチクサービス  
取締役社長 佐奈 常裕

